一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第５条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和８年１１月２４日

京都市長　松井　孝治

１　競争入札に付する事項

⑴ 工事名

道路照明灯設置工事（伏見土木みどり事務所管内）

⑵ 工事場所

京都市伏見区竹田田中宮町ほか地内

⑶ 工事概要

照明灯設置１０か所

道路照明灯設置、道路照明灯設置（電柱共架）

⑷ 工期

契約の日の翌日から令和９年３月１５日まで

⑸ 支払条件

| | |
|---|---|
| 前金払 | 契約金額の４割以内で行う。<br>※　設計図書で金額等を定めている場合は、それによる。 |
| 中間前金払 | 契約金額の２割以内で行う。<br>※　設計図書で金額等を定めている場合は、それによる。<br>※　部分払を請求した後は、中間前払金を請求できない。 |
| 部分払 | 必要に応じて行う。<br>※　設計図書で支払回数等を定めている場合は、それによる。<br>※　中間前払金を請求した後は、部分払を請求できない。 |

２　本件入札に関する問合せ先

行財政局管財契約部契約課工事契約担当

（電話０７５－２２２－３３１３）

３　入札参加資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者

⑴ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、競争入札参加有資格者名簿（工事）に登録されていること。

⑵ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、令和６年度以前から本市内に本店（主たる事務所（建設業許可上の主たる営業所））を有すること。

⑶ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、電気工事業の許可を受けていること。

⑷ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、単独又は共同企業体の構成員として元請け受注した１件の工事で、次の全ての要件を満たす施工実績があること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績である場合は、出資比率が２０パーセント以上のものに限る。

ア　国、地方公共団体、地方独立行政法人（公立大学法人を含む。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に規定する特殊法人等、公益法人、地方道路公社、地方住宅供給公社、土地開発公社又は国立大学法人のいずれかが発注したものであること。

イ　平成２３年度以降に完成したものであること。

ウ　屋外における照明灯の設置工事又は更新工事（建柱、灯具及び照明機器の設置又は更新を含むものに限る。）であること。

⑸ 次の全ての要件を満たす電気工事業に係る技術者を１名配置すること。

ア　雇用関係

| |
|---|
| ・　工期において直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 |
| ・　入札参加資格確認申請日において引き続き３か月以上の雇用関係があること。 |

イ　下請金額による監理技術者・主任技術者の別

| 下請金額（税込） | 監理技術者・主任技術者の別 |
|---|---|
| ５千万円以上（建築一式工事では８千万円以上） | ・　監理技術者を配置すること。<br>※　特定建設業許可を受けていること。<br>※　監理技術者講習を修了していること。 |
| ５千万円未満（建築一式工事では８千万円未満） | ・　主任技術者を配置すること。 |

ウ　契約金額による専任・兼任の別

| 契約金額（税込） | 専任・兼任の別 |
|---|---|
| ４千５百万円以上（建築一式工事では９千万円以上） | ・　技術者を専任で配置すること。（他の工事等に配置できない。）<br>（準備期間、工場製作のみが行われる期間として設計図書・打合せ簿等により専任を要さないとされた期間、完成検査後の後片付けのみの期間等を除く。）<br>※　監理技術者補佐を専任で配置すれば、本市内の２工事等を監理技術者が兼任できる。<br>※　ＩＣＴの活用、連絡員の配置、下請３次以下、人員配置計画書作成等の要件を満たし、現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）１億円（建築一式工事では２億円）未満の２時間程度で移動可能な２工事等を技術者が兼任できる。<br>※　ＩＣＴの活用、連絡員の配置、下請３次以下、人員配置計画書作成等の要件を満たし、現場状況・施工体制を確認できる場合は、契約金額（税込）１億円（建築一式工事では２億円）未満の２時間程度で移動可能な１工事等（技術者）と営業所（営業所技術者）を兼任できる。<br>※　一体性が認められる建築物・工作物に係る複数の工事等を技術者が兼任できる。<br>※　密接し（建築物・工作物に一体性若しくは連続性が認められ、又は相互に調整を要する）近接した２程度の工事等を主任技術者が兼任できる。 |
| ４千５百万円未満（建築一式工事では９千万円未満） | ・　技術者を配置すること。（他の工事等に専任で配置できない。） |

※　詳しくは、建設業法等の法令、国土交通省ホームページ等を参照すること。

⑹　技術者の確実な配置を確保するため、入札参加資格確認申請日において、入札金額に入札金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（１円未満切捨て）に応じて、次の要件を満たすこと。

| 入札金額×１．１ | 他の工事等への配置状況（☑があるもの） |
|---|---|
| ４千５百万円以上（建築一式工事では９千万円以上） | ☑　入札参加資格確認申請日において他の工事等に配置していないこと。<br>☐　入札参加資格確認申請日において他の工事等に専任で配置していないこと。<br>☐　入札参加資格確認申請日においては、他の工事等への配置状況を問わない。 |
| ４千５百万円未満（建築一式工事では９千万円未満） | ☑　入札参加資格確認申請日において他の工事等に専任で配置していないこと。<br>☐　入札参加資格確認申請日においては、他の工事等への配置状況を問わない。 |

⑺　公告日から開札日までの間において、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

⑻　次のいずれにも該当しないこと。

ア　公告日から開札日までの間において、行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）

が実施した同じ種目の他の一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

イ　公告日から開札日までの間において、契約課が実施中の落札決定に至っていない同じ種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合又は失格基準価格を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(9) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの１者しか参加できない。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する場合

㈠ 子会社等（子会社及び他の会社に財務及び事業の方針の決定を支配されている会社、組合等をいう。以下同じ。）と親会社等（親会社及び他の会社の財務及び事業の方針の決定を支配している会社、組合等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

㈡ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する場合

㈠ 一方の会社等（会社、組合等をいう。以下同じ。）の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事等のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生手続中の会社等又は会社更生手続中の会社である場合を除く。

a　株式会社の取締役。ただし、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役、定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b　指名委員会等設置会社の執行役

c　持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　その他業務を執行する者であって、ａ～ｃに掲げる者に準じる者

㈡ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

㈢ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合（組合と構成組合員の関係にある場合等）

４　入札方法等

本件入札は、価格競争方式により行う。

(1) 入札者は、次のどちらかの方法で入札すること。

ア　電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ本件入札データの到達日時において有効であるものに限る。）を取得したうえ、京都市電子入札システムへの利用者登録を行い、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

イ　京都市から入札端末機利用者カードの発行を受けたうえ、契約課内の入札端末機を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

なお、入札端末機利用者カードは、遅くとも入札期間終了の１時間前までに発行を申請すること。

入札端末機の利用時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除き、午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）とする。

⑵　本件では、設計図書等を京都市入札情報館に掲載する試行を行うため、入札者は、「京都市入札情報館」の本件入札情報から設計図書等をダウンロードし、積算のうえ、入札期間の項で後述する入札期間に入札を行うこと。（電子入札システムへの掲載又は設計図書等の販売業者での販売は、行わない。）

なお、本件入札の設計図書等に誤り等が判明したものの、続行する場合は、入札期間初日の５開庁日前までに「京都市入札情報館」の本件入札情報にその内容、対応方法等を掲載するので、入札前に「京都市入札情報館」を確認すること。

⑶　落札価格は、入札金額に入札金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（１円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入力すること。

⑷　入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

⑸　入札期間

令和８年１２月９日（水）、１０日（木）及び１１日（金）の午前９時から午後５時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後１時までを除く。

⑹　予定価格等

予定価格　１１，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格は、落札者を決定した日から契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から契約課ホームページ「京都市入札情報館」で公表する。

（「京都市入札情報館」のＵＲＬ）

https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/

なお、低入札調査基準価格（低入札調査基準価格を適用しない場合は最低制限価格）の算定に当たっては、入札を総合評価方式で行わない場合は無作為に抽出した数（１．０００～１．００３）を乗じ、総合評価方式で行う場合は無作為に抽出した数（１．０００～１．００３）を乗じない。

⑺　入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア　入札金額に対応する積算内訳書（任意様式）

工事名、入札者名を記載し、次のレベルで記載すること。

| | |
|---|---|
| 土木積算基準の場合 | 本市の設計内訳書の工事区分～種別に相当する内訳（細別は不要）<br>※　「直接工事費」の次に「うち材料費」「うち労務費」を、「現場管理費」の次に「うち法定福利費の事業主負担額」「うち建退共制度の掛金」を、「工事原価」の次に「うち安全衛生経費」も記載すること。<br>なお、行を挿入することが困難である場合等は、余白や別紙に記載しても差し支えない。 |
| 建築・設備積算基準の場合 | 本市の工事内訳書の工事費内訳～中科目に相当する内訳（細目別は不要）<br>※　「直接工事費」の次に「うち材料費」「うち労務費」を、「現場管理費」の次に「うち建退共制度の掛金」「工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額」「工事原価のうち安全衛生経費」も記載すること。 |

| | |
|---|---|
| | なお、行を挿入することが困難である場合等は、余白や別紙に記載しても差し支えない。 |

※　詳しくは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則、国土交通省ホームページ等を参照すること。

イ　一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）

ウ　建設業許可通知書又は許可証明書の写し

エ　直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されているもの）の写し

オ　施工実績調書（別紙様式）

入札参加資格に関する事項の項で前述した施工実績を記載し、それを証明できる書類の写しを添付すること。

カ　技術者配置予定調書（別紙様式）

配置予定の技術者を記載した技術者配置予定調書を提出すること。

本件では、１名分のみ提出できる。

技術者配置予定調書には、技術者の資格及び雇用関係を証明できる次の書類を添付すること。

| | |
|---|---|
| 技術者が監理技術者資格を有する場合 | ・　監理技術者資格者証の表面及び裏面の写し<br>※　裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証の表面の写し |
| その他の場合 | ・　技術者資格を証明できる書類の写し等<br>・　雇用関係を証明できる書類の写し等 |

また、配置予定の技術者の他の工事等（発注者を問わない。）への配置状況を本調書及びコリンズで確認し、入札参加資格に関する事項の項で前述した専任・兼任等の要件を満たしているか否かを判断するため、コリンズで確認できない場合は、確認できる他の書類を添付すること。

なお、技術者配置予定調書に記載した者と異なる者の配置は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への変更であるときに限る。

また、工期中の交代は、次のいずれかの場合に限る。

㈠　死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。

㈡　受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合、工場製作から現場施工に移行した場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したとき。

(8)　入札参加資格確認申請書等の様式の交付

前項で「別紙様式」としたものについて、公告日から入札期間終了まで、「京都市入札情報館」に公告と併せて掲示するので、Ａ４判で使用すること。

(9)　入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア　インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office最新版で扱えること。）又はＰＤＦファイル（Adobe Acrobat Readerで扱えること。）にして添付すること。

イ　端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒に入札番号及び工事名のみを記載して、入札期間内に契約課内の「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(10)　設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問は、受け付けない。

5　開札及び落札者の決定

⑴ 開札予定日時

令和８年１２月１４日（月）午前９時以降

⑵ 入札参加資格等の確認

開札後、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められる場合は、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札を行った者のうち、入札金額が同じ者が２者以上ある場合は、開札時に電子くじにより入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

⑶ 落札者の決定

前項の確認を行った結果、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。（落札者の決定は、開札日の翌開庁日以降を予定している。）

⑷ 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者及び落札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

なお、入札参加資格の確認等のため開札日に落札者の決定を保留したときは、全ての入札者及び入札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。ただし、再度入札を行うことがある旨を後述している場合を除く。

6　再度入札に関する事項

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の有効な入札がないときは、再度入札を行わず、入札を不成立とする。

7　入札保証金及び契約保証金

⑴ 入札保証金

免除する。

⑵ 契約保証金

納付を要する。保証金額は、契約金額（税込）の１００分の１０以上とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の契約保証をもって代えることができる。また、保険会社若しくは金融機関の公共工事履行保証証券による保証を付し、又は保険会社と履行保証保険契約を行った場合は、免除する。

8　入札の無効

京都市契約事務規則第６条の２各号に該当する入札（入札に関する条件に違反した入札）は、無効とする。

9　その他

⑴ 本件は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けない。

⑵ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑶ 契約書作成の要否　　要

⑷ 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出すること。ただし、契約金額（税込）が１，５００，０００円未満である場合を除く。

⑸ 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

⑹ 落札者が契約を締結しない場合（京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、落札金額（税込）の

１００分の５に相当する額を違約金として徴収する。

(7) 公告及び仕様書に定めのない事項は、本市が定める条例、規則、要綱、要領等のほか、関係法令等による。

（行財政局管財契約部契約課）